

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会報告書

平成29年10月16日

世田谷区公契約適正化委員会

平成29年10月16日

世田谷区長

保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会

会長 中川 義英

世田谷区公契約条例第7条に基づき、労働報酬専門部会で審議した平成30年度労働報酬下限額について報告いたします。

世田谷区長
保坂 展人 殿

平成 30 年度(2018 年度)における世田谷区公契約条例 に係る労働報酬下限額に関する報告書

世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会
部会長 永山利和

平成 30 年度(2018 年度)世田谷区公契約条例に係る労働報酬下限額について、世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会は下記の通り報告する。

． 平成 30 年度(2018 年度)に向けた基本的考え方

1． 公契約条例実施を巡る基本的情勢について

平成 30 年度(2018 年度)公契約条例実施について、当部会は次年度に向け、「労働報酬下限額」設定について建設業および業務委託等に関する経済社会情勢に関して以下のように考えた。

2． 建設業および業務委託分野における各々の情勢認識

建設業および業務委託等の分野について基本的に以下のように考える。

(1) 建設業の基本情勢

建設業に関しては、大規模な自然災害が継続して発生していること、建設市場における労働力不足がさらに強まっていること、首都圏においてはオリンピック・パラリンピック並びに国家戦略特区事業等の大型工事が集中的に実施されている。これらの状況から建設業および同関連の就業者および労働者の処遇改善要請は前年度より強まっている。

国土交通省においても設計労務単価(全国、全職種平均)を各年 2 月基準で平成 25 年(2013 年)15.1%、同 26 年(2014 年)7.1%、同 27 年(2015 年)4.2%、同 28 年(2016 年)4.9%、同 29 年(2017 年)3.4%と、近年、毎年引き上げを継続してきた。

この流れは、労働市場の実勢価格を適正かつ迅速に反映していること、さらに社会保険加入徹底に必要な法定福利費相当額(本人負担分)を反映している。

さらに国土交通省は、「担い手 3 法改正」に続き、「建設産業政策」ならびに「建設産業における働き方改革」等、働き手の処遇改善に応える政策を強く要請している。これら改善の流れを進め、就業者・労働者の処遇改善に努める必要がある。

この追い風を認めつつ、しかし平成 30 年度(2018 年度)については、平成 29 年度(2017 年度)「報告書」の基本骨子実現を最優先することとして、世田谷区公契約条例の現場における適正な実現こそ優先課題だと考える。

この観点から、平成 30 年度(2018 年度)も平成 29 年度(2017 年度)に関する「報告書」を基本的に踏襲する。

ただし、それには労働報酬下限額が有効に履行されるために公契約条例適用に関連領域における発注者の責務を確実に前進させることを再度盛り込むこととする。

(2) 業務委託分野等についての基本情勢

業務委託に関する労働報酬下限額については、「特別区行政職(一)高卒初任給」を基準とする原則を再確認している、平成 29 年度(2017 年度)はこの目標に達するまでに半ばする額で「下限額」が設定された、「特別区行政職(一)高卒初任給」は本年も 1.0%上昇した、平成 29 年(2017 年)7 月 25 日、中央最低賃金審議会は約 3%上昇を目安とし、東京都の引上げ額の目安を 26 円上げて 958 円とした。これらの状況を踏まえ、平成 30 年度(2018 年度)の業務委託に関する労働報酬下限額を設定する。

・ 平成 30 年度(2018 年度)に関する労働報酬下限額について

1. 建設工事について

建設工事については基本的に昨年度の報告を基本とし、本年度は設定された報酬下限額の確実な実効を基本目標とする。そのため世田谷区公契約条例の周知をさらに徹底し、労働報酬下限額の実現状況を適切に検証する諸方策の実行を求めるものである。

(1) 労働報酬下限額

平成 29 年度(2017 年度)「報告」と同様、熟練技能労働者は東京都設計労務単価各職の 85%を下限額とする。ただし未熟練工・高齢者および不熟練者については東京都設計労務単価における「軽作業員」の 70%を下限額とする。

(2) 社会保険未加入者対策

社会保険未加入者を現場から排除する行政指導などが浸透していることに伴い、積算

額および予定価格には社会保険料を別枠で表示し、また工事契約書にも適切な社会保険料を別枠表記するようにする。

(3) 労働報酬下限額実施状況確認の実施

平成 30 年度(2018 年度)から予定価格が 1 億 8000 万円以上の工事契約案件(議会案件)について、現場事務所への周知ポスター(シール)の掲示と合わせて、施工体制台帳を活用するなどして、以下の手続き等で、実施状況を的確な把握に努める。 就業者・労働者に、世田谷区公契約条例が適用案件の通知(「(仮)世田谷区公契約適用事業通知書」)、職種ごとに「労働報酬下限額設定」を文書で個人への周知し、設定された「労働報酬下限額」を労働者からも確認(「(仮)公契約条例労働報酬下限額設定工事承諾書」)する。平成 31 年度(2019 年度)以降、徐々に条例適用を確認する対象案件の予定価格金額を引下げる。またサンプリング方式で下請労働者等の労働報酬下限額の適正な条例適用の実施状況の確認を進める。

2. 業務委託について

業務委託については、特別区行政職(一)高卒初任給を基準に、期間単価を定めることを再確認した。それは、「月給+地域手当」の 12 カ月[= 2,103,840 円]/年間労働時間(「38 時間 45 分×52 週 - 「7 時間 45 分×16 日」= 1,891 時間)であり、目指すべき労働報酬下限額は、1,113 円(0.63%)となる。

(1) 業務委託における労働報酬下限額について

前年同様、特別区行政職(一)等卒初任給基準への到達目標としながら、2017 年 7 月中央最賃審議会の最低賃金制による東京都目安 932 円から 958 円へ 26 円(2.79%)上昇したこと、都内における公契約条例等実施自治体の労働報酬下減額を睨むこと、区財政歳出への影響等を考慮することとした。

(2) 平成 30 年度(2018 年度)業務委託における労働報酬下限額

平成 30 年度(2018 年度)における業務委託の労働報酬下限額を昨年より 30 円増の 1,050 円(対前年度比 2.94%増)とする。

以 上